

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示 (経営流通課)

土地改良事業の認可 (農村整備課)

県営土地改良事業の工事の完了 ()

保安林の指定の解除予定 (四件) (森林保全課)

公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (二件) (会計課)

◇ 雑 報 平成九年度第二回理容師実地試験等の実施 (県民生活課)

告 示

鳥取県告示第六百五十七号

老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) 第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
智頭町	八頭郡智頭町大字智頭二〇七二一	智頭町訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	平成九年十月一日

鳥取県告示第六百五十八号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保健薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保健薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿二四六一	平成九年九月五日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	平成九年九月十六日
川本医院	東伯郡東伯町大字保五一一	平成九年九月二十一日
クリニック三上歯科	米子市昭和町七六	平成九年九月二十四日
鳥医院	鳥取市湖山町四一三七一一	平成九年九月二十六日
尾崎歯科クリニック	鳥取市末広温泉町六〇一	平成九年十月一日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二二五	平成九年九月十六日
いずみ薬局	米子市皆生温泉一丁目二二二二	〃
皆生堂薬局	米子市皆生二七二六	〃
森下薬局	境港市幸神町三五七	〃
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	〃

鳥取県告示第六百五十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第一項の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社しまむら	ファッションセンターしまむら鳥取店	鳥取市古海六六一一ほか
全泰通商株式会社	ブックセンターコスモ吉方店	鳥取市南吉方一丁目一一五ほか

鳥取県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業根原地区区画整理）を平成九年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業瑞穂地区区画整理	平成九年三月十日

鳥取県告示第六百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七二四の二・七二四の四・七二四の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二四の七六、七二四の七七、七二四の八三、七二四の八六

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字下河原ノ一 七〇七の一三・七〇七の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平五二五・五二八の一・五三二（以上三筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）、五二六の三、五三〇の二、五三四の五、五三四の七、

字綾木谷東平口五三五の三、五三七の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷陰地山一七五八の一（次の図に示す部分に限る。）、一七五八の三から一七五八の五まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の七（次の示す部分に限る。）、七一四の八〇から七一四の八二まで、七一四の八七、七一四の八八、七一四の九二、七一四の九三、七一四の一〇七、七一四の一八

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備えて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百六十六号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備えておいて公衆の縦覧に供する。

平成九年十月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目三二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一から一〇七二一三まで地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三二分一〇秒、東経一三三度五八分二五秒）から一六七度三六分二二秒、一一六・一八メートルの地点

2の地点 1の地点から一五一度〇一分五五秒、六一・七九メートルの地点

3の地点 2の地点から二四三度〇一分三六秒、二五・八一メートルの地点

4の地点 3の地点から三三二度四三分三〇秒、六一・九〇メートルの地点

(三) 面積

一、五八三・五六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一から一〇七二一三まで及び字宮島九

二〇一九の地先公有水面並びに字村内一〇七一から一〇七二一三までと一体をなす

国有地、字宮島九二〇一九及びこれと一体をなす公有水面埋立地内

(二) 区域

次のイの地点からホの地点までを順次に直線で結んだ線及びホの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

イの地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒、東経一三三度五八分二五秒）から一五四度三九分〇九秒、八三・九一メートルの地点
 ロの地点 イの地点から一五一度〇〇分〇〇秒、八八・〇三メートルの地点
 ハの地点 ロの地点から一七三度二〇分〇二秒、一三・一六メートルの地点
 ニの地点 ハの地点から二四三度〇一分三四秒、九六・九二メートルの地点
 ホの地点 ニの地点から三三一度五九分二五秒、九六・七九メートルの地点
 (三) 面積

四 埋立地の用途

野積場用地、臨港道路用地、護岸用地、物場場用地及び漁具保管修理工場用地

五 出願年月日

平成九年九月一日

申請者		氏名又は名称	住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
申請者	氏名	株式会社ニューギン	名古屋市中村区鳥森町三丁目56	遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号該当機	CRみっちゃん	株式会社ニューギン	700229	平成9年10月7日から3年間
	住所	新井 悠司							
申請者	氏名	奥村遊機株式会社	名古屋市中村区舞鶴二丁目2-18	遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号該当機	CRみっちゃん	"	700243	"
	住所	関山 敏男							
申請者	氏名	高砂電器産業株式会社	大阪府鶴見区今津北四丁目9-10	遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号該当機	セナコボートS	奥村遊機株式会社	700222	平成9年10月7日から3年間
	住所	濱野 準一							
申請者	氏名	法人にあってはその代表者の氏名	濱野 準一	遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号該当機	セナコボートS	奥村遊機株式会社	700222	平成9年10月7日から3年間

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	セブソナイセブソ2	高砂電器産業株式会社	740223	平成9年10月7日から3年間
〃	〃	トリナルセブソ2	〃	740224	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年10月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
映像・音響機器 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成10年1月30日（金）
- (4) 納入場所

米子市米広町 鳥取県立米子コンベンションセンター

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この告示に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成9年10月7日（火）から同年11月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先
〒680-70 鳥取市東町一丁目220
鳥取県出納局会計課用度係
電話 0857-26-7431
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で交付する。

<p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成9年10月17日(金) 午前10時30分 鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>(4) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成9年11月17日(月) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成9年11月17日(月) 正午までとする。) 鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成9年11月4日(火) 午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p>	<p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Set of Visual and Sound Instrument</p> <p>(2) November 4, 1997 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation</p> <p>(3) November 17, 1997 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders November 17, 1997 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail</p> <p>(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL : 0857-26-7431</p> <p>一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年10月7日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 調達内容</p>
--	--

<p>(1) 調達物品の名称及び数量 透過型電子顕微鏡システム 一式</p> <p>(2) 調達物品の仕様 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成10年3月2日(月)</p> <p>(4) 納入場所 東伯郡大栄町大字由良宿2048 鳥取県園芸試験場</p> <p>(5) 入札方法 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この告示に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成9年10月7日(火)から同年12月2日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部署 鳥取県出納局会計課</p>	<p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課用度係 電話 0857-26-7431</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成9年12月2日(火) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成9年12月2日(火) 正午までとする。) 鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成9年11月25日(火) 午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
---	---

<p style="text-align: center;">雑 報</p>	<p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>(6) その他</p> <p>詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Set of Transmission Electron Microscope</p> <p>(2) November 25, 1997 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation</p> <p>(3) December 2, 1997 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders December 2, 1997 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail</p> <p>(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL : 0857-26-7431</p>
<p style="text-align: center;">雑 報</p>	<p>理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、平成9年度第2回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成9年10月7日</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 孝 吉</p> <p>1 試験期日</p> <p>(1) 理容師実地試験 平成9年12月1日（月）</p> <p>(2) 美容師実地試験 平成9年12月8日（月）</p> <p>2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校</p> <p>3 試験事項</p> <p>(1) 理容師実地試験</p> <p>ア 理容の基礎的技術</p> <p>（ア） カッターング ミディアム分髪スタイルとする。</p> <p>（イ） シェービングフェイシャル・シェービング、ネットク・シェービング及び顔面処置を含む。</p> <p>（ウ） 整髪 分髪線のある基本整髪とする。</p> <p>（エ） 消毒薬の取扱い</p> <p>（オ） 理容を行う場合の衛生上の取扱い</p> <p>(2) 美容師実地試験</p> <p>ア 美容の基礎的技術</p>

- (ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シムトリー構成とする。
 (イ) 第2課題 オリジナル・セッティング センター・パート構成とする。
 イ 消毒薬の取扱い
 ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い
- 4 受験願書受付期間
 平成9年10月28日(火)から同年11月4日(火)まで日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(輸送の場合は、平成9年11月4日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 5 受験願書提出先
 〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階
 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)
- 6 受験手数料及び納付方法
 受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。
- 7 その他
 (1) 受験願書等配布場所
 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
 (2) 受験願書等配布期間
 平成9年10月24日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
 (3) 問い合わせ先
 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
 電話 0857-29-6086